障害福祉サービス（居宅介護）利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「利用者」という。）と、ヘルパーステーションいいとみは（以下、「事業者」）という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護サービスについて次のとおり契約します。

【契約の目的】

第１条　事業者は、利用者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための障害者総合支援法令の関係法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

【契約期間】

第２条　（１）この契約の契約期間は、契約締結日から、利用者の介護給付費支給決定期間満了日までとします。

（２）契約満了の７日前までに、利用者から事業者に対して、文書等により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の介護給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は自動更新されるものとします。

【居宅介護計画】

第３条　（１）サービス提供責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、居宅介護サービスの目標、担当する訪問介護員の氏名、訪問介護員が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ居宅介護計画を作成します。

（２）居宅介護計画については３ヶ月に１度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。

（３）居宅介護計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその家族に説明します。

【居宅サービスの内容】

第４条　（１）利用者が提供を受ける居宅介護サービスの内容は重要事項説明書に定めたとおりとし、事業者は、重要事項説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

（２）事業者は、訪問介護員を利用者の居宅に派遣し、居宅介護計画に沿って定められた内容の居宅介護サービスを提供します。

また、本契約において「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で訪問介護サービスに従事し、介護・家事援助及び相談助言等を行う専門職

員で介護福祉士又は介護職員初任者研修課程を修了した者とします。

（３）サービスの提供にあたっては、事業所が専任した訪問介護員がサービスを行い、利用者が訪問介護員を指名することはできません。
また、事業所の都合により訪問介護員を交代することがあります。
ただし、事業所及びその訪問介護員に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（４）居宅介護計画書が利用者との合意をもって変更されて、事業者が提供するサービスの内容又は介護給付費の支給決定内容の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の居宅介護計画書を作成し、それをもって居宅介護サービスの内容とします。

【介護給付費支給申請に係る援助】

第５条　事業者は、利用者が介護給付費支給期間終了に伴う介護給付費支給申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

【サービス提供実施記録の作成】

第６条　（１）事業者は、居宅介護サービスの実施ごとに、サービスの内容及び提供時間等を記録し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。

（２）事業者は、居宅介護サービスの提供に関する諸記録を作成し、この契約の終了後２年間（苦情の内容等、事故の状況及び事故に際して取った措置については５年間）保管します。

（３）利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第２項の諸記録を閲覧できます。

（４）利用者は、当該利用者に関する第２項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

【居宅介護サービス利用料金】

第７条　（１）利用者は事業者に対し、当月分の利用料を、事業者の定める指定日までに、事業者の指定する方法で支払います。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める給付費に準拠した金額とし、サービス利用料金の詳細は、サービス重要事項説明書のとおりとします。

（２）公的保険の適用がある場合には、利用者は事業者に対して、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下、「利用者負担額」という。）を支払うものとします。

（３）公的保険の適用がない場合及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、公的保険の適用がある場合において、給付限度額または支給限度額を超えるサービスを提供した場合には、その限度額を超えた額を、利用者は事業者に対して支払うものとします。公的保険の適用がない場合に限り、利用者は別途消費税を支払うものとします。

（４）本契約の有効期間中、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法令の改正によりサービス利用料金または利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。

（５）本契約にかかわる交通費及びその他の費用は、居宅介護サービス重要事項説明書のとおりとします。

【利用料金の支払い】

第８条　（１）利用者は事業者からサービスの提供を受けた時は、重要事項説明書に定める所定の料金を事業者に支払うものとします。

（２）前項に定めるサービス利用料金は１ヶ月ごとに計算し、利用者はこれを翌日末日までに支払うものとします。

（３）事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。

（４）利用者は、従業者が居宅においてサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

【利用料の滞納】

第９条　（１）利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２ヶ月以上滞納した場合は、事業者は利用者に対し、１ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

（２）事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第１項の期限内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

【サービスの中止】

第 10 条　利用者は、事業者に対して、居宅介護サービスの必要性がないと判断された場合、サービス利用を中止することができます。

また、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、できるかぎり早めに事業者へ連絡をしキャンセルをすることができます。

【利用者による中途解約】

第 11 条　利用者は、本契約の有効期間中であっても、契約終了を希望する日の７日前（以下、「予告期間」とします。）までに、事業者に書面にて申し出ることにより、いつでも本契約を解約することができます。

ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合、利用者は、予告期間内であっても本契約を解約することができます。

【利用者による契約解除】

第 12 条　利用者は、事業者が以下の事由に該当する場合は前条規定に拘わらず、ただちに契約を解除できます。

（１）事業者が、利用者又はその家族に対し、不法行為を行った場合

（２）事業者が第１８条の守秘義務違反をした場合

（３）事業者が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合

（４）事業者が、事業所廃止の申立、障害福祉サービス事業廃止または休止の申立をした場合

（５）事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき

（６）上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合

【事業者による中途解約】

第 13 条（１）事業者は、本契約に基づくサービス提供を維持することが困難と判断すべき経営上または運営上やむを得ない事情が発生した場合には、利用者に対し、２週間以上の予告期間をもって本契約を解約することができます。

（２）事業者は、本契約を解約する場合においては、利用者の心身の状況及び希望等に応じて他の支援事業所等を紹介するよう努めるものとします。

（３）事業者は、この契約を解約する場合には、担当の相談支援専門員及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

【事業者による契約解除】

第 14 条　事業者は、利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに本契約を解除することができます。

（１）利用者によるサービス利用料金支払い２ヶ月以上遅延、１ヶ月以上の期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合

（２）利用者またはその家族および利用者の関係者が、事業者またはその訪問介護員の生命、身体、財産、もしくは信用を傷つけ、またはその可能性があるなど、本契約を継続し難い事情が認められる場合

（３）利用者またはその家族および利用者の関係者と、事業者との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続することができないと判断できる場合

（４）第１０・１１・１２・１３条に定める事由に該当する場合

（５）利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

（６）上記各号の他、居宅介護サービスの提供を継続し難い重大な事情が認められる場合

【居宅介護サービスの停止】

第１５条　利用者による本契約違反がある場合、事業者は利用者に通知することなく居宅介護サービスを停止させる処置を取ることがあります。

【契約の終了】

第 16 条（１）利用者は従業者に対して、文書等で通知することにより、この契約を解除することができます。

（２）事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、１ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

（３）次の事由に該当した場合は、利用者は文書等で通知することにより、ただちにこの契約を解約することができます。

一　事業者が正統な理由なくサービスを提供しない場合

二　事業者が守秘義務に反した場合

三　事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

（４）次の事由に該当した場合は、事業者は文書等で通知することにより、ただちにこの契約を解除することができます。

一　利用者のサービス料金の支払いが３ヶ月以上経過し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１４日以内に支払わない場合

二　利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

（５）次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に一時中断又は終了します。

一　利用者が入所又は入院した場合

二　利用者が転出した場合

三　利用者が死亡した場合

なお、利用者が医療機関へ入院または障害者福祉施設等へ入所された場合には、事業者は利用者が退院または退所された後にサービスの提供が再開できるよう努めるものとします。

（６）事業者は、契約終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者の同意を得て、利用者が指定する他のサービス事業所への関係記録の引継ぎ、連絡調整を行います。

【天災等不可抗力】

第 17 条（１）本契約の有効期間中、地震等の天災、事業者の責に帰すべからざる事由で、サービスを提供することができなくなった場合には、事業者は、利用者に対してサービスを提供すべき義務を負わないものとします。

（３）前項においても利用者は、既に提供されたサービスについては所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

【秘密保持】

第 18 条（1）事業者及び訪問介護員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密及び個人情報について、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は事業者の訪問介護員の退職後及び契約終了後も同様です。

（2）事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者との連絡調整等において利用者の個人情報を用いません。

（3）第１項の規定にかかわらず、事業者は、障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年６月 17 日成立）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

【賠償責任】

第 19 条　事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。
当該損害について事業者の責を問えない場合はこの限りではありません。

【緊急時の対応】

第 20 条（1）居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに対応するとともに、関係機関に報告することとします。

（2）利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに救急車の要請、主治医への連絡等の措置を講じるとともに、管理者、サービス提供責任者等へ連絡をいたします。

【身分証携行義務】

第21条　訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

【連携】

第 22 条（1）事業者は居宅介護の提供にあたり、他の指定障害福祉サービス事業者及びその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（2）事業者は、居宅介護等の提供終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

【相談・苦情対応】

第23条（１）事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

（２）次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

一　事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

二　事業者が守秘義務に反した場合

三　事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

【善管注意義務】

第24条　事業者は、利用者により委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

【本契約に定めのない事項】

第25条（１）利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

（２）この契約に定めのない事項については、障害者総合支援法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

【裁判管轄】

第26条　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業所が署名捺印し、１通ずつ保管するものとします。

契約締結日　　年　　月　　日

事 業 者
所 在 地　　山梨県南巨摩郡身延町飯富 1628
名　　称　　ヘルパーステーションいいとみ
代表者名　　所　長　　川窪　三陽子

私は、以上の契約書の内容について説明を受け、その内容を理解しましたので、本契約の申込みをします。

年　　月　　日

契 約 者
住　　所
氏　　名
電話番号

代 理 人（続柄：　　）
住　　所
氏　　名
電話番号